

【注意事項】 □本件については、建設業法施行令第27条第2項の適用に係る運用基準第2条第3項第1号に該当しますので、技術者の兼任は認められません。 □本件については、「現場代理人の常駐義務緩和に関する工事請負契約約款第9条第3項の規定の適用に係る運用基準」に定める現場代理人の兼任は認められません。 □落札後、本契約が確定するまでに建設共同企業体の構成員が「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準(昭和61年4月1日練総経発第394号)」による指名停止措置または「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱(平成22年8月2日22練総経第335号)」による入札参加除外措置を受けたときは、仮契約を無効とし、区は請負者に対して損害賠償の責を負わないものとします。 □本件については、「週休2日制確保工事」です。		
1	公告番号	第307号
2	件名	街路新設(舗装)工事(主72)
3	対象業種	0600:一般土木工事
4	入札参加資格	(1) 東京電子自治体共同運営サービスを通じて練馬区に対象業種の登録をしている者。 (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当していない者。 (3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき。民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。手形または小切手が不渡りになったとき等。)にないこと。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認める場合は除く。 (4) 練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準(昭和61年4月1日練総経発第394号))による指名停止期間中でない者。契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消し、その者の入札を無効とする。 (5) 練馬区契約における暴力団等排除措置要綱(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中でない者。契約締結までの間に入札参加除外措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消し、その者の入札を無効とする。 (6) 入札日までに、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に掲げる規定に該当していない者。 (7) 東京電子自治体共同運営「競争入札参加資格申請の手引き」の規定による関係会社は、同一の入札に参加することはできない。(該当する者が入札した場合は、該当する全ての者の入札を無効とする。) (8) 入札参加有資格者が入札までにその資格を失ったときは、入札に参加できない。 (9) 落札者またはその構成員が、仮契約締結後から本契約締結までの間に本件の入札参加資格要件を満たさなくなった場合、仮契約は無効とする。
5	入札参加条件 (すべての条件を満たすこと)	(1) 下記条件を満たす任意の2者を構成員とする建設共同企業体を結成し、申請した者。 なお、同一業者は、本件について一建設共同企業体にのみ参加できるものとする。 (構成員の順位は、出資比率の順位とする。) ◎ 第一順位者 【練馬区内事業者】 ①練馬区に対象業種の工事技術者名簿に登録している区内事業者であること。 ②対象業種の共同運営格付がAまたはB等級であること。(参加申請時点) ③出資比率が最大であること。 ④土木工事業の特定建設業許可を有すること。(参加申請時点) 【その他の事業者】(区外業者および練馬区に対象業種の技術者名簿に登録していない区内業者) ①対象業種の共同運営格付がA等級かつ順位が100位以内であること。(参加申請時点) ②出資比率が最大であること。 ③土木工事業の特定建設業許可を有すること。(参加申請時点) ◎ 第二順位者 【練馬区内事業者のみ】 ①練馬区に対象業種の工事技術者名簿に登録している区内事業者であること。 ②対象業種の共同運営格付がAまたはB等級であること。(参加申請時点) ③出資比率が20%を下回らないこと。 (2)工事受注制限について 建設共同企業体の各構成員は、以下の要件を満たすこと。 【練馬区内にある本店で共同運営登録をしている者】 練馬区が競争入札にて発注した本件と工期の重なる建設共同企業体対象業種工事を4件以上請け負っていないこと。(単体案件は除く) ※ただし、本件入札参加資格を得てから開札時点までに4件目を落札した場合は、建設共同企業体の参加資格を取り消す。 【練馬区内にある支店・営業所で共同運営登録をしている者】および【その他の事業者】 練馬区が競争入札にて発注した本件と工期の重なる建設共同企業体対象業種工事を請け負っていないこと。(単体案件は除く) ※ただし、本件入札参加資格を得てから開札時点までに他の案件を落札した場合は、建設共同企業体の参加資格を取り消す。 (3)本件担当の技術者について 各構成員の配置予定の技術者について、以下の要件を満たすこと。 ◎第一順位者 監理技術者または主任技術者を専任で配置すること。 ※下請金額の総額が5,000万円以上となる場合には監理技術者を配置すること。 ◎第二順位者 監理技術者または主任技術者を専任で配置すること。 ※練馬区内業者は工事技術者名簿に登録している技術者を配置すること。 ※直接的かつ恒常的な雇用関係(参加申請日の3か月以上前からの雇用関係)にあること。

6	入札参加申請	(1) 期間 令和8年9月14日午前9時00分から令和8年9月28日午後5時00分まで ※土日祝および午後5時から翌日午前9時の間は除く (2) 方法 電子調達サービス(電子入札サービス)により、次のものを提出すること。 ①建設共同企業体協定書(電子調達サービス上で入力してください。) ②一般競争入札参加資格確認申請書 ③指定の「配置予定技術者届」(必要に応じて「実務経験証明書(詳細)」を追加すること。) ④土木工事業の特定建設業許可を有することが確認できる資料(建設業許可通知書等)の写し ※第一順位者が【その他の事業者】となる場合は、上記に加えて次の書類を添付すること。 ①配置予定技術者資格者証の写し(第一順位者のみ) ②配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写し(第一順位者のみ) (市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等)
7	工 期	契約確定日の翌日から320日間 ※本件は、令和8年第四回練馬区議会定例会において議決がなされた後に通知する契約確定日をもって、効力が生ずるものとする。
8	工事場所	練馬区北町四丁目～七丁目地内
9	予定価格	298,692,900円(消費税込み価格)
10	入札書比較価格	271,539,000円(消費税抜き価格)
11	最低制限価格	設定する。(入札書比較価格の75%以上)
12	入札方法	電子調達サービス(電子入札サービス)による。
13	入札金額	入札書に記載する金額は契約希望金額の110分の100(消費税抜き本体価格)とする。
14	参加資格の通知	入札参加資格の審査結果は令和8年10月7日までに適否を通知する。
15	設計図書の配付	公表期間終了後、電子調達サービス(電子入札サービス)にて配付する。 設計図書・データは、他に流出、漏洩、転用することを禁じる。
16	質問・回答の方法	電子調達サービス(電子入札サービス)による。 質問期限 令和8年10月16日 午後1時00分まで 回答期限 令和8年10月22日 午後1時00分予定
17	入札期間	令和8年10月8日から令和8年11月5日 午前10時00分まで
18	開札日時	令和8年11月5日 午前10時00分
19	開札場所	電子調達サービス(電子入札サービス)による。
20	再度入札回数	1回目の入札において落札者がなかった場合は 令和8年11月5日 午後2時から 電子調達サービス(電子入札サービス)にて再度入札を実施する。(2回まで) ※再度入札を実施する場合は、 令和8年11月5日 正午までに 電子調達サービス(電子入札サービス)を通じて通知する。
21	最低入札参加者数	1者
22	落札者への通知	落札者には電子入札サービスを通じて開札日時以降に通知する。 通知を受けた者は練馬区役所経理用地課契約係窓口まで来庁し、契約図書を受け取ること。 その際に、以下を持参すること。 ①全構成員分の受付票 ②建設共同企業体協定書(練馬区ホームページからダウンロード可能) ③委任状(練馬区ホームページからダウンロード可能) ④参考内訳書(積算結果)
23	入札保証金	免除
24	契約保証金	契約金額(消費税を含む)が2,000万円以上になる場合は、履行保証保険あるいは契約保証に加入すること。(付保割合10%)
25	前払金	あり(契約金額の40%)
26	その他	(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、競争入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。 (2) 500万円以上の工事の場合は、(一財)日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(コリンズ)に工事の登録を行うこと。 (3) 短期雇用労働者を雇用する場合には建設業退職金共済へ加入すること。 (4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。その場合は、別途適宜の方法を用いて行う。 (5) 入札参加資格確認申請書の入力事項の誤り、必須項目の入力漏れなど、記載事項に不備がある場合は、無効とする。データ送信の前に、必ず、入力内容の確認を行うこと。 (6) 落札者は、参加申請時に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、落札後、同日17時00分までに書面にて練馬区と協議のうえ承諾を得た場合に限り、参加申請時に記載した配置予定技術者を変更することができる。 (7) 入札参加資格がないと通知を受けた者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して14日以内に区に説明を求め、その説明に不服がある場合、苦情申立てを行うことができる。
27	工事概要	工事延長 L=286.1m 道路幅員W=11.0m 【舗装】 アスファルトコンクリート舗装工(舗装版打換 厚25cm) 一部夜間施工有 A=1280㎡ アスファルトコンクリート舗装工(舗装版打換 厚20cm) 一部夜間施工有 A=505㎡ アスファルトコンクリート舗装工(舗装版打換 厚10cm) A=299㎡ 透水性舗装工(19型) 一部夜間施工有 A=1021㎡ 【道路改良】 スリット街渠工 一部夜間施工有 L=434.8m 境石工(各種) 一部夜間施工有 L=520.6m ガードパイプ工(P1-PN) 一部夜間施工有 L=433.5m 区画線設置工 一 式 路面標示工 一部夜間施工有 一 式
28	問合せ先	練馬区総務部経理用地課契約係 (03)5984-2832 (担当) 星野